

神奈川県土砂条例に基づく土砂の処理計画書の作成について

※神奈川県土砂の適正処理に関する条例：第4条第1項又は第2項に基づく、知事に届け出るための手続です

厚木土木事務所東部センター許認可指導課
(所管地域：海老名市、綾瀬市、大和市、座間市)

【手続きの概要】

<どんなとき>

- ・建設工事に伴って発生する土砂を建設工事の区域から **500 立方メートル以上**（ストックヤード等の場合は月間 **500 立方メートル以上**）搬出するとき

<だれが>

- ・建設工事の元請負人（ストックヤード等から土砂を搬出する場合はストックヤード等の設置者）

<どのように>

- ・処理計画書は、**建築工事の区域ごと**（元請負人が請け負った契約ごと）に作成
- ・処理計画書及び添付書類は、正本1通、副本1通の計2通を作成

【処理計画書の添付書類】

1. 建設工事の位置図（25,000分の1以上）
2. 建設工事の区域図（縮尺の指定ありません。明細地図等で結構です。）
3. 搬出先へのルート図（縮尺の指定はありません）
4. 搬出先の位置図（25,000分の1以上）
5. 搬出先の区域図（縮尺の指定ありません。明細地図等で結構です。）
6. 土砂受入承諾書の写し※法令で許可を受けている期間内のものに限りです。
7. 各種関係法令等の許可書の写し

【注意事項】

- ※ 届出は、搬出開始日から起算して20日前までです。
 - ※ 法令等による許可期間を超えた土砂受入承諾書は無効です。
 - ※ 法令等の許可の更新後、再度土砂受入承諾書の交付を受けてください。
- ※ 処置計画に定めた事項を下記のとおり変更するときは、届出に係る土砂の搬出をしようとする日の前日までに県土砂条例第5条第1項に基づく「**処理計画変更届**」の提出が必要です。
1. 建設工事（又はストックヤード）の**位置及び区域を変更する**。
 2. 搬出する土砂の**数量が20%を超えて増減する**。
 3. 土砂を**搬出する期間が3月を越えて延びる**。
 4. 土砂の**搬出先の位置及び区域を追加・変更する**。

◎その他ご不明な点はお問合せください

【厚木土木事務所東部センター許認可指導課 0467-79-2865】